

岩手県監査委員告示第43号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年10月4日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 (1) 監査対象機関名 県土整備部港湾課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年4月20日

イ 本監査実施日 平成28年6月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年8月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
使用料及び賃借料の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、10,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出事務に当たっては、支払状況を複数の職員により確認できるよう整備し、適正な事務の執行に努めることとした。

2 (1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月16日及び17日

イ 本監査実施日 平成28年6月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年8月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 道路占用料の徴収に当たっては、移管物件に係る事務引継を確実にを行うとともに、道路占用許可システムのデータを複数の職員により確認を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。
イ 赴任旅費の支給に当たり、旅行完結確認後著しく遅れて支給しているものが2件、103,710円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	イ 赴任旅費の支給に当たっては、組織内の情報共有を図るとともに、会計事務諸規程に係る研修への参加等により職員のスキル向上を図り、適正な事務の執行に努めることとした。

3 (1) 監査対象機関名 県北広域振興局土木部二戸土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年5月10日及び11日

イ 本監査実施日 平成28年6月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年8月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、二重に処理しているものが1件、865,782円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	車両整備に係る需用費の支出事務に当たっては、車両管理の担当者と支出事務の担当者において、進行管理表による管理を行うとともに、管理表を複数の職員により相互チェックを行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。